平成２５年（フ）第７９号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字沖原115番地101
破産者　津軽北部木材加工協同組合
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
青森県八戸市青葉３丁目32番27号
破産者　株式会社エイペックス
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
山形県長井市四ツ谷１丁目10番21号
破産者　有限会社イタガキスポーツ
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１７２号
福島県双葉郡川内村大字下川内字原２番地
破産者　有限会社佐久間組
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
横浜市戸塚区鳥が丘38番地１
破産者　株式会社イクス
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７５号
横浜市港北区綱島西５丁目２番26―101号
破産者　有限会社港北建装
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
富山県射水市今開発722番地
破産者　トーホーフーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３号
高知市大津乙414番地10
破産者　株式会社ライフライン
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５５６２号
東京都江東区亀戸４丁目11番６―603号
破産者　有限会社伸和建設
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１９号
栃木県那須塩原市北弥六415―30
破産者　荻原　秀夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９６号
神奈川県厚木市上依知562―３、開始決定時の住所神奈川県秦野市今泉台２丁目５―16
破産者　井上　武司
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８２号
千葉県松戸市松戸2300―10―402、開始決定時の住所東京都葛飾区東新小岩５丁目20―16
破産者　太田　　実
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４１２号
東京都立川市上砂町３丁目28―８
破産者　佐野　正志
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９０９号
東京都足立区入谷２丁目17―13―402、開始決定時の住所東京都足立区千住元町23―８―303
破産者　佐藤　雄紀
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９２６号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目125―１―102、開始決定時の住所埼玉県川口市大字安行藤八160―６
破産者　高橋　　博
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９８号
東京都江東区北砂５丁目17―33
破産者　石井　治久
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６２号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32―24―205
破産者　伊東　正浩
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目４―６―502
破産者　柴田　和俊
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９号
東京都新宿区西新宿７丁目14番５号
破産者　青葉設備工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８号
埼玉県新座市新堀３丁目６―17―102
破産者　平　　敏幸
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部